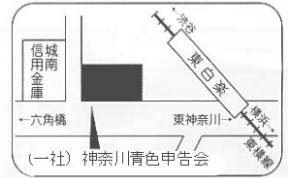


# 青色かながわ

発行所  
一般社団法人 **神奈川青色申告会**  
横浜市神奈川区西神奈川  
2-9-11〒221-082F  
TEL 045-433-5221  
FAX 045-433-8403  
E-mail aoiro-k@sirius.ocn.ne.jp



## 年末調整指導会・決算準備指導会のお知らせ

### ● 年末調整指導会 平成29年12月4日(月)～平成30年1月22日(月)

専従者・従業員・パート・アルバイト等の方に対して給与の支払いをする事業主の方は、年末調整を行い源泉所得税を納めなくてはなりません。下記の「お持ちいただく書類」をご用意の上お越しください。

### 源泉税が0円でも納付書の提出が必要！

- 源泉税の納付・提出は・・・平成30年1月22日(月)まで(納期特例適用者)

### ■ お持ちいただく書類は・・・？

#### ① 平成29年分 所得税源泉徴収簿

(専従者、従業員の方の『住所』『氏名』『生年月日』『総支給金額』『算出税額』のご記入をお願いします)

#### ② 平成29年分・平成30年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(従業員、専従者が記入します)

#### ③ 平成29年分 給与所得者の保険料控除・配偶者特別控除申告書(従業員、専従者が記入します)

#### ④ 源泉所得税の納付書

#### ⑤ 給与支払報告書(個人別明細書) A5サイズ

#### ⑥ 給与支払報告書(総括表) A5サイズ

#### ⑦ 印鑑(シャチハタ不可)

#### ⑧ ①～⑥の昨年分の控え(④納付書については今年度上期分も必要です)

#### ⑨ 専従者、従業員の方の支払われた各種証明書類

- 国民健康保険料の金額
- 国民年金保険料等(社会保険料)の控除証明書
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 小規模企業共済掛金払込証明書 等

⑥ 平成30年度(29年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。

追加 平成30年 月 日提出 申告 別 申告 番号

訂正 長殿

⑤

給与支払報告書(個人別明細書) A5サイズ

給与支払報告書(総括表) A5サイズ

★横浜市特別徴収事務センターより郵送される書類

※給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 や給与支払報告書(個人別明細書・総括表)にマイナンバーを記載することとなりましたので、事業主、専従者、従業員、扶養家族のマイナンバーをご準備ください。

### ● 決算準備指導会 平成29年12月4日(月)～平成30年1月22日(月)

決算に向け、正しい決算書を作成するために記帳確認等、事前準備をするための指導会です。下記の資料をご持参のうえ是非お越しください。

- ・各種帳簿、月別集計表、合計残高試算表
- ・新たに10万円以上の資産を取得した場合、その明細等
- ・前年、前々年の決算書、確定申告書の控え
- ・その他、預金通帳、棚卸表 等

確定申告時期の待ち時間の短縮を図るため、確定申告指導会(平成30年1月後半より開始予定)での記帳指導は行いませんので、記帳の点検・相談はこの決算準備指導会までお願いいたします。

#### 特典

記帳確認指導会(9月～)と決算準備指導会(12月～)に参加いただき事前準備が整っていると認められた方は、確定申告指導の優先予約を受けることができます。(港北出張所は除きます。)予約日を決めていただき、指導員に申し出てください。優先予約での指導時間は1時間です。(1会員につき1回限り)

**優先予約期間は平成30年2月1日(木)～2月28日(水)までです。**

※予約状況により優先予約日、指導員の指名はご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

横浜市からのお知らせ

固定資産税（償却資産）の申告書提出・課税に関するお問合せは

## 「横浜市償却資産センター」にお願いします！

区役所ではお取扱いしておりませんのでご注意ください。

## 【提出先・問合せ先】

横浜市償却資産センター

〒231-8343

横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル10階

TEL：045-671-4384 FAX：045-663-9347

受付時間 午前8時45分～午後5時15分

（土・日・祝日・年末年始を除く）

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/shoukyakushisan.html>横浜市 償却資産のページ 

## 【よくあるご質問】

- Q 申告書にマイナンバー又は法人番号を記載する必要がありますか？
- A 個人の方はマイナンバー、法人の方は法人番号を申告書に記載してください。
- Q 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？
- A 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て横浜市償却資産センターに提出してください。

横浜市への償却資産申告書の提出は電子申告をご利用ください

エルタックス  
**elTAX**ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

もしくは、検索サイトにて

エルタックス

償却資産申告書の提出期限は平成30年1月31日（水）です！

## 個人住民税の特別徴収について

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）の方が、毎月の給料の支払時に、所得税と同じように給料から差し引いて徴収し、従業員の方に代わって、市町村へ納入していただく制度です。神奈川県及び県内全ての市町村では、神奈川県統一基準を満たす場合のみ、普通徴収が認められます。

## 神奈川県統一基準

## (1) 当面普通徴収を認める給与受給者

- ①【普B】他の事業所で、特別徴収を行っている方（例：乙欄適用者）
- ②【普C】給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方  
（年間の給与支給額が100万円以下）
- ③【普D】給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）
- ④【普E】個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方
- ⑤【普F】退職又は退職予定の方（5月末日まで）

## (2) 当面特別徴収しないことを認める事業者の基準

- ①【普A】特別徴収すべき従業員の方が2名以下
- ②電算システム改修等のため、直ちに特別徴収を実施することが困難  
⇒該当する場合は、別途「特別徴収実施困難理由届出書」の提出が必要です。  
様式はホームページからダウンロードできます。

## Q 従業員が退職した場合、どのような手続が必要ですか？

A 特別徴収により住民税を徴収することとされている給与所得者が退職・転勤等により異動した場合、「給与支払報告（特別徴収）にかかる給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」という。）を、提出していただきます。異動届出書は、異動事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。様式は横浜市のホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】横浜市特別徴収センター 〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階  
電話：045-671-4471 受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日を除く）

# 神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.11)

## 決算のポイント1 ～ 「家事上の費用」 ～

来年の確定申告に向けて、今までの記帳の内容を確認する必要があります！！  
 確認した結果、業務用と家事用が一緒になっている費用の場合は、家事費（生活用の部分）は必要経費になりませんので、事業主勘定を使って、必要経費からその金額を除きます。  
 例えば、以下のような項目で生活用部分を確認して必要経費から除く必要があります。

店舗兼住宅の場合	地代家賃	床面積の割合
	火災保険料	
	固定資産税	
	修繕費	
自動車の場合	借入金の支払利息	使用頻度
	自動車保険料・自動車税	
	ガソリン代・修繕費・車検費用	
借入金の支払利息		使用時間または使用頻度
水道料金・電気料金・燃料費・インターネット接続料金など		

※ 必要経費に計上するためには、合理的な割合を使用して、業務の遂行上必要である部分を明らかに区分する必要があります。

**【例】 店舗兼住宅の家賃の内、住宅部分を除く仕訳**  
 12/31 事業主貸（115,000） / 地代家賃（115,000） 住宅部分のため



大勢の会員の方々に申し込みを頂き好評でした。今後も会員の皆様にとって「青色塾」で習得した知識が役に立つようテーマを考えておりますので、今後共ご参加いただきますようお願いいたします。

なお、12月の青色塾は・・・12月18日（月）元国税職員による「相続税対策セミナー」というテーマで開催します。

お申し込みは、事務局までご連絡ください。

去る10月19日（木）・11月2日（木）に「青色塾」と題して今年も税のセミナーを開催いたしました。

青色塾は当会税理士部会の主催で開催され、10月19日「あわてなための相続対策」は八木正憲先生、11月2日「土地建物を売却した場合の税金について」は山口ゆりか先生を講師にお迎えし、講義をいたしました。

### 税のセミナー「青色塾」を開催!!

### 神奈川県民まつりにて



※区民まつりでの収入は社会福祉に役立つよう寄付させていただきます。

去る10月8日（日）反町公園にて行われた神奈川県民まつりに出店し、青色申告制度と税のPRを行いました。

神奈川県民まつりは、今年区制70周年を迎え盛大に行われました。さわやかな秋晴れで、開始から来場者でいっぱいになりました。恒例のお楽しみ抽選ゲームは特別賞もあり大盛況でした。

港北ふれあいまつりは、21日を予定していましたが、連日の雨で中止となりました。ご協力頂いた役員の皆様、ありがとうございました。

### 神奈川県民まつりに参加!!

弁護士・税理士による

# 無料法律・税務相談会

## ■弁護士による法律相談

借地・借家関係、遺言書、相続問題、債務整理  
損害賠償、不動産賃貸トラブル（家賃滞納等）  
など

## ■税理士による税務相談

相続税・贈与税関係、土地・建物、株式の譲渡  
など

### ●開催日程

12月 5日 (火)

H30年 1月 9日 (火)



※次回は…平成30年4月3日 (火) となります。

●会場 事務局 3F (東白楽)

●時間 PM1:00~PM3:00 迄

●電話番号 433-5221 (予約制)

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。

# 港北出張所開設日

年末調整の相談で比較的混み合う事が予想されます。本部事務局の方もぜひご利用ください！

●電話番号 070-5593-2028 (PHS)

(開設日以外はつながりません)

●受付時間 10時~11時・13時~14時

●開設日(12月から月・木曜日開設)

12月 4日(月)・7日(木)・11日(月)・14日(木)  
18日(月)・21日(木)・25日(月)

1月 11日(木)・15日(月)・18日(木)・22日(月)  
25日(木)・29日(月)



森ビル3Fで行っています

1月11日(木) 午前10時より

年始の業務

12月25日(月) 午後2時

受付まで

年末の業務



## 【港北出張所】

1月5日(金) 午前9時より

年始の業務

12月27日(水) 午後4時

受付まで

年末の業務



## 【事務局】

年末年始のお知らせ

職員研修のため12時までの業務とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、よろしく申し上げます。

12月1日(金)



## ●事務局より

ご指定の預金口座からのお振替となりますので振替日前日までに預金残高をご確認ください。詳しくはお問い合わせください。

# 12月26日(火)

です。

次回会費の  
□座振替日は

## 会費振替のお知らせ

- |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|
| 31 | 30 | 27 | 25 | 24 | 23 | 22 | 19 | 17 | 17 | 16 | 13 | 12 | 11 | 8 | 6 | 3 |
| 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日 | 日 | 日 |
| 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日 | 日 | 日 |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |

お知らせ

